

～「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」に

基づく建築物を建設する事業者の方へ～

墨田区危機管理担当防災課

電話 5608 - 6206 (直通)

FAX 5608 - 6425

飲料水対策(受水槽の設置)

有効貯水量が30トン以上の飲料水用受水槽を設ける場合は、区と「災害時における貯水の提供等に関する協定」の協議をお願いします。

災害時には、一人一日あたり、3リットルの飲料水が必要です。

備蓄倉庫等の整備(概ね5㎡)

事業用途の建築物の場合

概ね5㎡の備蓄倉庫の設置をお願いします。

ただし、備蓄内容や、建物用途によっても、必要な規模は変わってきますので、利用方法などを考慮した、備蓄倉庫等(什器類を含む)の整備に努めてください。

事業者には、その従業員や顧客、周辺住民の安全を守ることが求められています。(東京都震災対策条例第9条)

そこで、事業者ごとにも食糧や応急資機材(救出用工具・救護用品等)を備蓄するための備蓄倉庫等を設置していただくようお願いします。

防災行政無線への影響のある場合

開発行為に伴い、区が災害時に避難勧告等の情報伝達をするため設置している「防災行政無線(屋外スピーカー)」の音響に影響がある場合は、その解消を図るため、区との協議をお願いします。

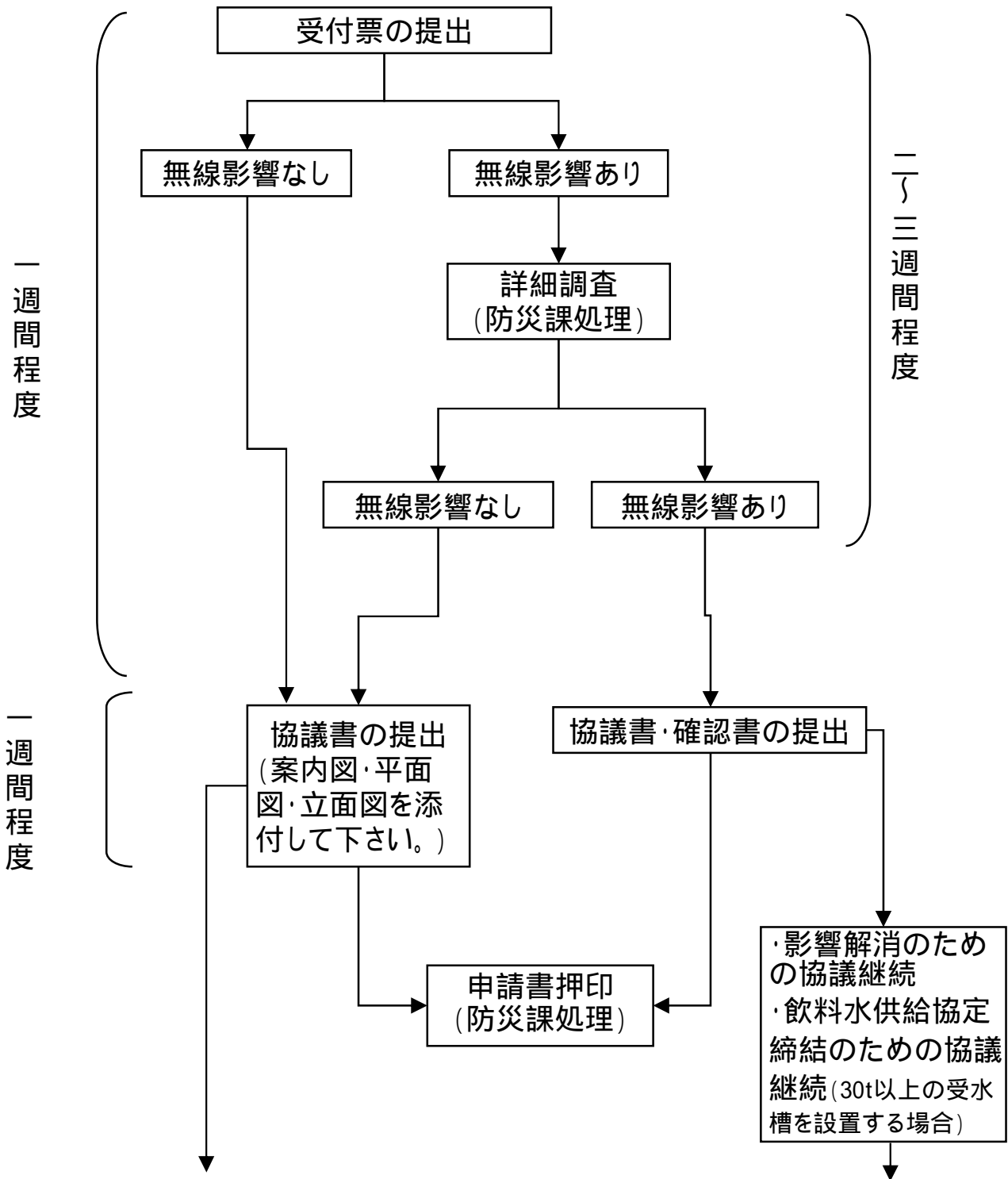
別紙「防災行政無線の影響の解消について」をご覧ください。

防災課へ提出していただく防災関係協議書について

防災関係協議書は、都市計画課へ協議申請書を提出する前までに、必要な図面等を添付して提出してください。

協議申請書提出までの防災課協議の流れは、裏面のとおりです。

開発指導要綱による防災課協議の流れ



このフローは、防災行政無線以外に問題がない場合の流れです。
 備蓄倉庫等の設置などについて、協議が必要な場合の手続き期間は、協議の進捗によります。また、決裁の進捗をこちらから、ご連絡は差し上げませんので、直接お問い合わせ下さい。(防災課 03 - 5608 - 6206)